

# 伊奈町 A I オンデマンドバス運行システム導入業務に係る プロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

伊奈町（以下「町」という。）では、令和7年度から令和16年度までを計画期間とする「伊奈町総合振興計画」（以下「計画」という。）を町の最上位計画と位置づけ、将来像「これからも安心して住み続けられるぬくもりのあるまちづくり」の実現に向けて取り組んでいる。

計画の基本目標4「安心・安全・快適なまちづくり」では、「便利で使いやすい公共交通の整備」を掲げ、「ニーズに応じた利用しやすいバス交通の充実」、「持続可能な公共交通の検討」を施策としている。

町では、老人福祉センターの送迎バスを発展的に見直し、平成15年1月に町内循環バスとして運行を開始し、令和元年11月からは、現在の2台体制とし、総合センターを発着点として南コースと北コースをそれぞれ1日10便ずつ、各コース1台の車両で一定方向の循環運行をしている。

現行の運行契約期間満了に先立ち、アンケート調査による利用者ニーズや課題の把握、現在の運行データの分析等を行い、A I 活用型オンデマンドバスの導入の可能性も含め、地域公共交通の最適なあり方について検討を実施した。

その結果を踏まえ、令和9年3月をもって町内循環バスを廃止し、同4月からは、乗降場所の大幅増設と、目的地までの最適ルート運行による乗車時間の短縮により、利便性と運行頻度の向上が見込めるA I オンデマンドバスを運行することとなった。

伊奈町A I オンデマンドバス運行システム導入業務（以下「本業務」という。）は、A I オンデマンドバスを導入するにあたり、専門的知識や技術、経験を有する事業者に、A I オンデマンドバス運行システムの構築や車両の選定及び調達、その他A I オンデマンドバスの円滑な導入支援等を委託するものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の名称

伊奈町A I オンデマンドバス運行システム導入業務

### (2) 業務の内容

- ① A I オンデマンドバス運行システムの構築に関すること
- ② 運行車両の選定等支援に関すること
- ③ 車両の調達に関すること

- ④A I オンデマンドバス運行システムの円滑な導入に関すること  
※詳細は、伊奈町A I オンデマンドバス運行システム導入業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約及び業務の履行期間

- ①仕様書「6. 業務内容 (1)、(2)、(4)」に係る委託契約（以下「委託契約」という。）

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

- ②仕様書「6. 業務内容 (3)」に係る物品売買契約（以下「物品売買契約」という。）

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

ただし、契約額が7,000,000円（税込）以上となる場合は、仮契約を締結の上、直後の議会での議決日から令和9年3月31日（水）までとする。

(4) 契約限度額

49,027,000円（税込）（44,570,000円（税抜））とする。

※委託契約に係る契約額及び物品売買契約に係る契約額を合算した限度額とし、それぞれの契約に限度額は設けない。

※提案内容に関わらず、この上限額を超えた提案は失格とする。

※この金額は、契約予定額を示すものではない。

3 選定委員会

本業務の審査は、伊奈町A I オンデマンドバス運行システム導入業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、以下の全ての条件を満たすものとする。（共同企業体の構成員も含む。）なお、共同企業体で参加する者は、代表企業を定めること。

また、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできないものとする。

- (1) 申請日時点で伊奈町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同項を準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (3) 申請日から契約締結日までにおいて、地方自治法施行令第167条の4

第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、町における一般競争入札、その他町における入札の参加を制限された者でないこと。

- (4) 本業務遂行中の円滑な連絡調整及び緊急時の迅速な対応が行えるよう、埼玉県内又は隣接する都県（茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・東京都・山梨県・長野県）に本社又は支社、営業所を有していること。

## 5 選定スケジュール

令和8年5月22日（金）	募集開始
令和8年5月27日（水）	質問の受付期限
令和8年6月2日（火）	質問の回答期限
令和8年6月5日（金）	参加申請書の提出期限
令和8年6月17日（水）	企画提案書の提出期限 プロポーザル辞退届の提出期限
令和8年6月29日（月） （予定）	選定委員会（プレゼンテーション）
令和8年7月上旬	審査結果の通知

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

## 6 要領等の配布

実施要領、仕様書、様式等の配布方法は、町ホームページに掲載する方法とする。

## 7 プロポーザル参加申請の方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申請書（様式1）（共同企業体の場合は様式2）
- ②会社概要書（様式3）（共同企業体の場合は、それぞれ作成すること）
- ③業務実績書（様式4）（共同企業体の場合は、実績のある企業について作成すること）
- ④直近の決算時の財務諸表（貸借対照表・損益計算書等）（共同企業体の場合は、それぞれ提出すること）

### (2) 提出部数 各1部（持参又は郵送の場合）

### (3) 提出期限 令和8年6月5日（金）午後5時15分まで【必着】

### (4) 提出先 伊奈町危機管理課交通防犯係

### (5) 提出方法 電子メール（持参又は郵送も可）

- ※電子メールによる場合は、送信後、必ず電話にて確認すること。
- ※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時を除く。
- ※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。  
なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

## 8 不明な点がある場合の質問書の提出及び回答

本業務の提案に係る問い合わせがある場合は、質問書（様式5）を提出する。なお、要望や意見、企画提案の審査に係る質疑については受け付けない。

- (1) 提出期限 令和8年5月27日（水）午後5時15分まで【必着】
- (2) 提出先 伊奈町危機管理課交通防犯係
- (3) 提出方法 電子メール  
※送信後、必ず電話にて確認すること。
- (4) 回答方法 町のホームページに回答を掲載（質問者名は公表しない。）
- (5) 回答予定日 令和8年6月2日（火）

## 9 企画提案書の提出

企画提案書は以下に示す期限までに提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年6月17日（水）午後5時15分まで【必着】
- (2) 提出先 伊奈町危機管理課交通防犯係
- (3) 提出方法 持参又は郵送  
※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時を除く。  
※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。  
なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。  
※電子データ（PDF）については、メール又はCD-Rでの提出とする。
- (4) 提出部数 各15部（見積書（様式6）以外は任意様式）及び同内容の電子データ（PDF）  
※見積書及び見積内訳書を含めA4サイズ20枚以内とする。（両面の場合は10枚以内）  
※表紙等を貼付する場合は含めない。

## 1 0 企画提案書の記載内容

「1 2 選定等（5）審査基準」を参考に次の内容を順に記載すること。

### （1）業務遂行能力について

①専門技術、知識及び組織体制

### （2）企画提案内容について

①実施方針

②課題整理

③システム機能

④運用管理

⑤車両調達

⑥支援体制

⑦住民参画

### （3）提案見積金額について

見積書（様式6）及び見積内訳書（任意様式）

※総額の見積書のほか、見積内訳書を作成すること。見積内訳書には、委託契約に係る見積額の内訳と物品売買契約に係る見積額の内訳を分けて記載するとともに、仕様書「6. 業務内容（1）③（ウ）及び（エ）」に係る費用についても参考として記載すること。

## 1 1 プロポーザル参加の辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式7）（共同企業体の場合は様式8）を提出すること。

辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

（1）提出期限 令和8年6月17日（水）午後5時15分まで【必着】

（2）提出先 伊奈町危機管理課交通防犯係

（3）提出方法 電子メール（持参又は郵送も可）

※電子メールによる場合は、送信後、必ず電話にて確認すること。

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時を除く。

※郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

（4）提出部数 1部（持参又は郵送の場合）

## 1.2 選定等

### (1) 選定方法

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを踏まえ、提出書類を総合的に審査し、委員会の委員による採点を行い、受託候補者を選定する。なお、審査は非公開とする。

- ①委員会の委員は、次の「(5) 選定基準」により評価を行い、最も適していると認められる受託候補者を選定し、次に適していると認められる者を補欠候補者とする。補欠候補者とは、受託候補者決定後から委託契約締結までの間に受託候補者に失格、辞退等があった場合に受託候補者となるものである。
- ②合計得点は評価総計点の6割以上でなければならない。合計得点がこの基準に達しない場合は、候補者又は補欠候補者とししない。
- ③企画提案者が1社の場合は、合計得点が評価総得点の6割以上である場合に、受託候補者として選定する。

### (2) プレゼンテーション実施日

令和8年6月29日（月）（予定）

※会場、日時等の詳細は別途通知する。

※なお、リモートでのプレゼンテーションも可とする。リモートでのプレゼンテーションを希望する場合は、企画提案書の提出時にその旨を連絡すること。

### (3) 時間配分

各事業者の持ち時間はプレゼンテーションの時間を20分以内、質疑応答の時間を15分程度とする。ただし、企画提案者数などにより持ち時間を変更する場合がある。

※プレゼンテーションにおいてプロジェクター等を使用したい場合は、事前に危機管理課交通防犯係に連絡すること。なお、投影する資料については、提出された企画提案書（PDF）を危機管理課で投影準備を行う。

※プレゼンテーションでは、提出した企画提案書に沿って説明すること。なお、当日の追加資料については認めない。

※プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

### (4) 出席者

プレゼンテーションに出席できる者は3人以内とする。なお、プレゼンテーションは、本業務の従事予定者が参加すること。

(5) 審査基準

審査項目 (得点配分)	審査事項		評価点
会社実績・業務 遂行能力 (15)	同種業務の実績	過去5年間において、同種業務の十分な実績があるか。	5
	専門技術、知識及び 組織体制	本業務に対する専門的な技術や知識、組織体制（セキュリティ対策を含む）を有しているか。 本業務遂行のために必要な知識や業務経験のある人員配置がなされているか。	5
	自己資本比率 (企業の体力や健全性を測る指標)	履行保証等を勘案するにあたり、資本は安定しているか。	5
企画提案内容 (75)	実施方針	本業務を主体的にリードし、進捗管理及び各種業務を的確に実施することができるか。	5
	実施方針	実施スケジュールが現実的で柔軟な調整が可能なものであるか。	5
	課題整理	町の特徴や現状把握等、課題を十分に把握しているか。	5
	システム機能	AI、IoT等の最新技術を活用し、 <u>利用者</u> にとって高い利便性、操作性を提供可能なシステムとなっているか。	5
	システム機能	AI、IoT等の最新技術を活用し、 <u>運行事業者、管理者等</u> にとって高い利便性、操作性を提供可能なシステムとなっているか。	5
	システム機能	運行計画(案)の変更や運行開始後の設定変更に対応できるシステムとなっているか。	5
	運用管理	利用実績や予約状況等の運行データの集計機能、提供方法、管理機能等が、わかりやすいものになっているか。	5
	運用管理	利用促進や、運行開始後の定着・改善、その他の業務改善を的確に実施できるか。	5
	車両調達	車両や備品架装、ラッピング等の提案が過大又は過少でないか。調達計画は現実的なものか。	10

	支援体制	利用者への周知等について、町の取組への十分な支援が実施できるか。	5
	支援体制	地域公共交通会議等の運営支援、乗降場所の設置、関係機関との協議、運行业者へのフォロー等、包括的に支援できる体制か。	5
	住民参画	A I オンデマンドバス導入にあたり、住民参画の手法が具体的に示されているか。	5
	独自提案	仕様書にない機能や支援等について、さらなる利便性向上や将来的な発展が可能となる機能や、より円滑な導入に向けた支援、事業の継続性を高める独自の提案があるか。	10
プレゼンテーション (5)	取組姿勢・対応能力	本業務に対する取り組み姿勢が適切かつ意欲的であるか。また、質問等に対する応答が的確か。	5
委託契約に係る提案見積金額 (15)	最低見積金額/見積金額×15 ※最低見積金額…各企画提案者のうち、最も低い見積金額		15
合 計			110

#### (6) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に対して文書で通知するとともに、町ホームページにて公表する。

※通知予定日：令和8年7月上旬

#### 1.3 企画提案書等の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに参加しない場合
- (4) 不正行為が認められた場合
- (5) 参加資格要件を満たさない場合
- (6) 見積額について契約限度額を超える提案がされた場合
- (7) プレゼンテーションにおいて企画提案書以外の資料を使用した場合

#### 1 4 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。

その場合においては、本プロポーザルに要した経費を町に請求できない。

#### 1 5 契約

- (1) 委託契約及び物品売買契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と町が協議・調整を行ったうえでそれぞれの契約を締結する。その際は、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。
- (2) 受託候補者は、(1)の協議後、それぞれの契約締結前に見積書を提出するものとする。

#### 1 6 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーションへの参加等にかかる一切の経費は企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類は審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。
- (3) プレゼンテーションは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、情報公開の請求があった場合には公表することがある。ただし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものについては非開示とする。
- (4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 電子メールの通信事故及び郵便事故等について町はいかなる責任も負わない。
- (6) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

#### 1 7 書類提出及び問い合わせ先

〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央4丁目355番地

伊奈町危機管理課交通防犯係

T E L : 0 4 8 - 7 2 1 - 2 1 1 1

F A X : 0 4 8 - 7 2 1 - 2 1 3 6

E-mail : aiodbssystem2026@town.saitama-ina.lg.jp